

基本目標 Ⅱ－２ 金融機関等が金融サービスを公正に提供していること

法定任務	預金者、保険契約者、投資者等の保護
基本目標	金融機関等が金融サービスを公正に提供していること
重点目標	金融機関等の法令遵守態勢が確立されていること
政策	① 金融機関等の法令遵守に対する厳正な対応

評価結果の概要

利用者保護、公正・透明で活力ある市場の整備などの目的に則し、明確なルールの下、公正かつ透明な行政を実施するという基本的な考え方に基づき、立入検査、報告徴求等により事実関係を把握し、必要があると認められた場合には、厳正かつ適切な行政処分を行いました。こうした取組みにより、金融機関等の法令等遵守態勢の確立に一定の成果があったものと考えています。

今後とも、こうした取組みにより、金融機関等による法令違反等への注意喚起や再発防止に努める必要があります。